

回 答 書

中小・小規模事業者賃上げ対策緊急支援業務委託における質問について、以下の通り回答します。

Q 5 : 【公募要領①】

- ・質問回答の公開日時をご教示いただきたい。

A 5

- ・原則ご質問をいただいてから翌営業日に公開予定です。

Q 6 : 【公募要領②】

- ・4月14日（火）のプレゼンテーション審査は、何名までの参加が可能でしょうか。

A 6

- ・原則3名までと考えております。

Q 7 : 【業務内容③】

- ・仕様書 P3 において、振込処理は令和9年1月29日までであり、不備ない状態で申請を受付けてから概ね1ヶ月以内に振込をすることから申請書の受付期間は令和8年12月28日までで相違ないか。

A 7

- ・原則申請が予算上限に達するか又は、令和8年12月28日までで相違ありません。

Q 8 : 【業務内容④】

- ・申請受付・問合せの繁忙時期の想定や過去実績等があればご教示いただきたい。

A 8

- ・繁忙時期の想定や過去実績等はございません。

Q 9 : 【業務内容⑤】

- ・仕様書 P3 において、郵送申請により受付けた申請書等の原票は「本事業により発生した廃棄処分を必要とする書類」に該当するか。また、該当しない場合郵送申請により受付けた申請書等の原票の処理または納品方法をご教示いただきたい。

A 9

- ・該当します。郵送申請により受付けた申請書については、受託者において電子データ化して、県に提出いただくことを想定しております。

Q10：【業務内容⑥】

- ・仕様書 P3 において、問合せ対応に使用する電話番号に市外局番・ナビダイヤル・フリーダイヤル等指定はあるか。

A10

- ・指定はありませんが、市外局番を使用される場合は、長崎県内の番号を想定しております。

Q11：【業務内容⑦】

- ・仕様書 P3 において、申請不備の想定割合があればご教示いただきたい。

A11

- ・申請不備の想定割合はありません。

Q12：【業務内容⑧】

- ・仕様書 P4 において、申請書については WEB サイトによる申請を原則とし、(中略) 郵送等による申請を可能とすること、とあるが郵送申請割合の想定や過去実績等があればご教示いただきたい。

A12

- ・郵送申請割合の想定や過去実績はございません。

Q13：【業務内容⑨】

- ・仕様書 P5 において、申請者に対し支給決定通知書(様式3)により通知する、とあるが支給決定通知書の送付方法に郵送やメール等の指定はあるか。同様に項目キの不支給決定通知書(様式4)においても送付方法に指定はあるか。

A13

- ・支給決定通知書(様式3)及び不支給決定通知書(様式4)については、通知書を申請者にお渡しできる手段であれば、メールや郵送に限らず、その他のお渡しできる手段を企画提案いただいております。

Q14：【業務内容⑩】

- ・仕様書 P5 において、振込処理に用いる振込データは貴県に納品するか。

A14

- ・はい。支援金支出記録に係る書類に含まれます。

Q15：【業務内⑪】

- ・仕様書 P5 において、チラシの送付先、設置先の想定はありますでしょうか。

A15

- ・想定はございません。広報の手法に含まれますので、企画提案いただきたいと考えております。

Q16：【業務内容⑫】

- ・仕様書 P18 において、最終的な不支給の理由書類の不備等の確認後は貴庁にて理由を記載頂く認識で宜しいでしょうか。

A16

- ・受託者において、申請書類の不備が無いことを確認いただいた上で、不支給の決定にあたっては、県と不支給の理由を協議、確認します。その後、不支給決定通知書における不支給理由については、事務局にて記載ください。

Q17：【業務内容⑬】

- ・申請書等を例えば貴庁及び長崎県様の各窓口に設置・配布は行うのか、また、行う場合の印刷費用等は貴庁の方でご負担の認識で宜しいでしょうか。

A17

- ・申請書類等の県庁及び振興局等への設置・配布は県で行うことは可能ですが、印刷費用については、広報の手法に含まれますので、企画提案いただきたいと思います。

Q18：【業務内容⑫】

- ・仕様書 P2 の支援対象者（中小企業）から「みなし大企業」を除外する必要はありますか。

A18

- ・ございません。

Q19：【業務内容⑬】

- ・仕様書 P3 の（2）事業者からの問い合わせに、「県が実施する他の支援制度の案内も実施すること」と記載がありますが、案内マニュアルや支援制度一覧のようなものを県からご提供いただけるのでしょうか。

A19

- ・はい、事業内容や支援制度のわかるものを提供いたします。

Q20：【業務内容⑭】

- ・仕様書 P4 の支援金原資の支給上限額はどの位でしょうか？また、長崎県での想定申請件数は何件程度と考えられていますか。

A20

- ・支援金原資の予算額は 33 億 4,800 万円、県内中小・小規模事業者 22,320 者を支援する想定となっております。

Q21：【業務内容⑮】

- ・仕様書 P5 の申請者への支給決定通知は、支給決定通知書（様式 3）の郵送以外に電子申請システムからダウンロード形式でも可能でしょうか？

A21

- ・問題ございません。

Q22：【業務内容⑩】

- ・仕様書 P6 の広報において、リーフレットやチラシの想定印刷部数をご教示ください。また、そのサイズや仕様などもご教示ください。

A22

- ・想定印刷部数はございません。広報の手法に含まれますので、企画提案いただきたいと考えております。

Q23：【業務内容⑪】

- ・仕様書 P6 の広報において、当事業以外の広報を県から求められた場合、指示に従うこととは具体的にどのようなケースを想定されていますか？※当事業で当初作成するチラシ等に一部他事業の案内を掲載するなど

A23

- ・チラシやリーフレット等を作成いただく際に、当事業だけでなく、県が実施する経済対策補正事業をパッケージでご案内できる仕様のバージョンも作成をお願いしたいと考えております。

Q24：【業務内容⑫】

- ・仕様書 P6 の広報において、想定されている事業者向け説明会の回数や開催エリアがあれば、ご教示ください。

A24

- ・想定はございません。広報の手法に含まれますので、企画提案いただきたいと考えております。